

第1編 総論

第1章 計画の趣旨、市の責務、構成等

市は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務にかんがみ、国民の保護のための措置を的確かつ迅速に実施するため、以下のとおり、市の責務を明らかにするとともに、市の国民の保護に関する計画の趣旨、構成等について定める。

1 計画作成にあたっての基本的考え方

市は、以下の基本的考え方のもと、高砂市の国民の保護に関する計画(以下「市国民保護計画」という。)を作成する。

(1) 国民保護法制の役割

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(以下「国民保護法」という。)は、武力攻撃事態等から国民を守る仕組みを定めたものであり、この法律をはじめ武力攻撃事態対処法など一連の有事法の施行によって、関係機関の有事における活動を事前に明確にしておく枠組みができたと言える。

このような法制による仕組みがあってはじめて、民主主義国家における安全のためのシステムが機能するものであり、国民保護法を実効性あるものにするため、この計画を作成するものである。

(2) 住民の保護の確立

この計画は、市が、住民の生命、身体及び財産を守る立場から、これまでの経験や教訓を活かし、住民の自由と権利を尊重しつつ、武力攻撃事態等から住民を保護するための活動を行い、もって有事における住民の安全と安心を確立するために作成するものである。

(3) 国際平和のための取組と武力攻撃事態等への備え

国の平和と国民の安全を確保するためには、諸外国との良好な協調関係の確立や国際社会との協力などにより、武力攻撃の発生を未然に防ぐことが何よりも重要であり、高砂市においても、国際平和を希求する立場から、核兵器廃絶平和都市宣言、平和啓発事業、海外姉妹都市との交流事業など様々な取組を展開しており、このような取組はこれからも続けていかなければならない。

しかしながら、こうした平和への努力を重ねてもなお、万一、武力攻撃や大規模テロが発生したときは、市は、住民の生命、身体及び財産を守る必要があるため、この計画を作成するものである。

(4) 阪神・淡路大震災等の教訓の反映

武力攻撃事態への対応は、原因の意図性、攻撃の反復性などの点で自然災害や事故災害との違いはある。しかしながら、住民の安全を確保するための方策においては共通する部分も多いことから、計画の作成に当たっては、備えの大切さなど阪神・淡路大震災をはじめとする様々な危機事案における教訓を踏まえた地域防災計画等に基づくこれまでの取組の蓄積を最大限に取り入れるとともに、地域防災計画との整合を図るよう努める。

2 市の責務及び市国民保護計画の位置づけ

(1) 市の責務

市（市長及びその他の執行機関をいう。以下同じ。）は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月閣議決定。以下「基本指針」という。）及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市国民保護計画に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進する。

【市が実施する国民保護措置】（国民保護法第16条第1項抜粋）

- ① 警報の伝達、避難実施要領の策定、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置
- ② 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置
- ③ 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
- ④ 水の安定的な供給その他の国民生活の安定に関する措置
- ⑤ 武力攻撃災害の復旧に関する措置

(2) 市国民保護計画の位置づけ

市は、その責務にかんがみ、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成する。

(3) 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、その区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定める。

【市国民保護計画に定める事項】（国民保護法第35条第2項抜粋）

- ① 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- ② 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- ③ 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- ④ 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- ⑤ 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

3 市国民保護計画の構成

市国民保護計画は、以下の各編により構成する。

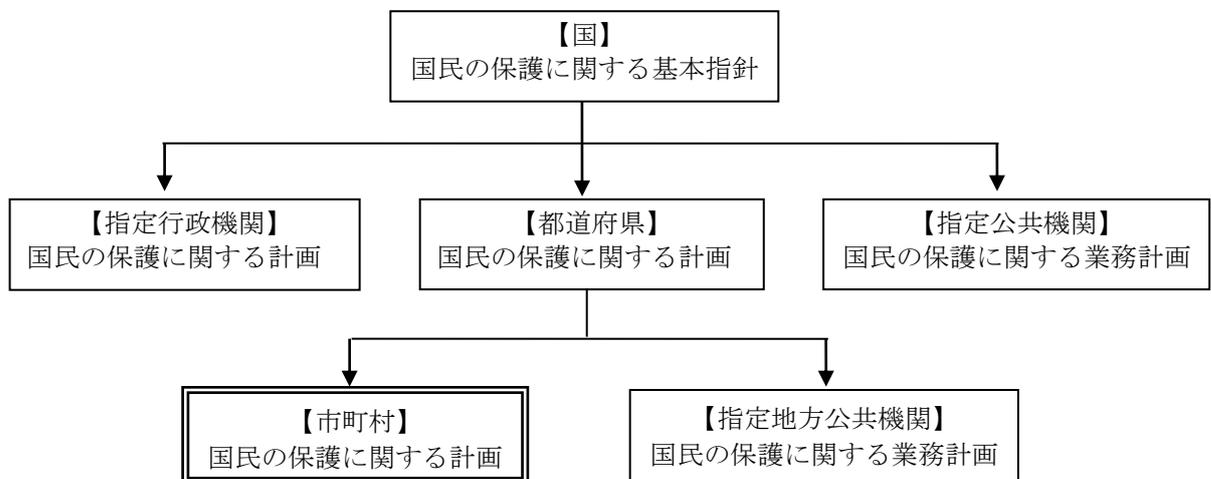
- 第1編 総論
- 第2編 平素からの備えや予防
- 第3編 武力攻撃事態等への対処
- 第4編 復旧等
- 第5編 緊急対処事態への対処
- 資料編

4 市国民保護計画の見直し、変更手続

(1) 市国民保護計画の見直し

市国民保護計画については、今後、国における国民保護措置に係る研究成果や新たなシステムの構築、県国民保護計画の見直し、国民保護措置についての訓練の検証結果等を踏まえ、不断の見直しを行う。

市国民保護計画の見直しに当たっては、市国民保護協議会の意見を尊重するとともに、広く関係者の意見を求めるものとする。



(2) 市国民保護計画の変更手続

市国民保護計画の変更にあたっては、計画作成時と同様、国民保護法第39条第3項の規定に基づき、市国民保護協議会に諮問の上、知事に協議し、市議会に報告し、公表するものとする（ただし、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（以下「国民保護法施行令」という。）で定める軽微な変更については、市国民保護協議会への諮問及び知事への協議は要しない。）。

【軽微な変更】（国民保護法施行令第5条抜粋）

- ① 行政区画、郡、区、市町村内の町若しくは字若しくはこれらの名称の変更、地番の変更又は住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）第三条第一項及び第二項若しくは同法第四条の規定による住居表示の実施若しくは変更に伴う変更
- ② 指定行政機関（武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成十五年法律第七十九号。以下「事態対処法」という。）第二条第四号の指定行政機関をいう。以下同じ。）、指定地方行政機関（同条第五号の指定地方行政機関をいう。以下同じ。）、都道府県、市町村、指定公共機関（同条第六号の指定公共機関をいう。以下同じ。）、指定地方公共機関（法第二条第二項の指定地方公共機関をいう。以下同じ。）その他の関係機関又はその組織の名称又は所在地の変更に伴う変更
- ③ 前二号に掲げるもののほか、誤記の訂正、人又は物の呼称の変更、統計の数値の修正その他これらに類する記載事項の修正に伴う変更

第2章 国民保護措置に関する基本方針

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するに当たり、特に留意すべき事項について、以下のとおり、国民保護措置に関する基本方針として定める。

(1) 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行う。

(2) 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続をできる限り迅速に処理するよう努める。

(3) 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を適時に、かつ、適切な方法で提供する。

(4) 関係機関相互の連携協力の確保

市は、国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と平素から相互の連携体制の整備に努める。

(5) 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請する。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとする。

また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化並びに自治会、婦人会等が行う地域における自主的な活動、企業・団体における防災対策への取組及びボランティアへの支援に努める。

(6) 高齢者、障がい者、外国人等への配慮及び国際人道法の的確な実施

市は、国民保護措置（警報及び緊急通報の伝達や、避難誘導、救援等）の実施に当たっては、高齢者、障がい者、外国人その他特に配慮を要する者の保護について留意する。

また、国民保護措置を実施するに当たっては、国際的な武力紛争において適用される国際人道法の的確な実施を確保する。

(7) 指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性の尊重

市は、日本赤十字社が実施する国民保護措置については、その特性にかんがみ、その自主性を尊重するとともに、放送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する国民保護措置については、放送の自律を保障することにより、その言論その他表現の自由に特に配慮する。

また、市は、指定公共機関及び指定地方公共機関の国民保護措置の実施方法等については、国・県及び市から提供される情報も踏まえ、指定公共機関及び指定地方公共機関が武力攻撃事態等の状況に即して自主的に判断するものであることに配慮する。

(8) 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮する。

また、要請に応じて国民保護措置に協力する者に対しては、その内容に応じて安全の確保に十分に配慮する。

(9) 外国人への国民保護措置の適用

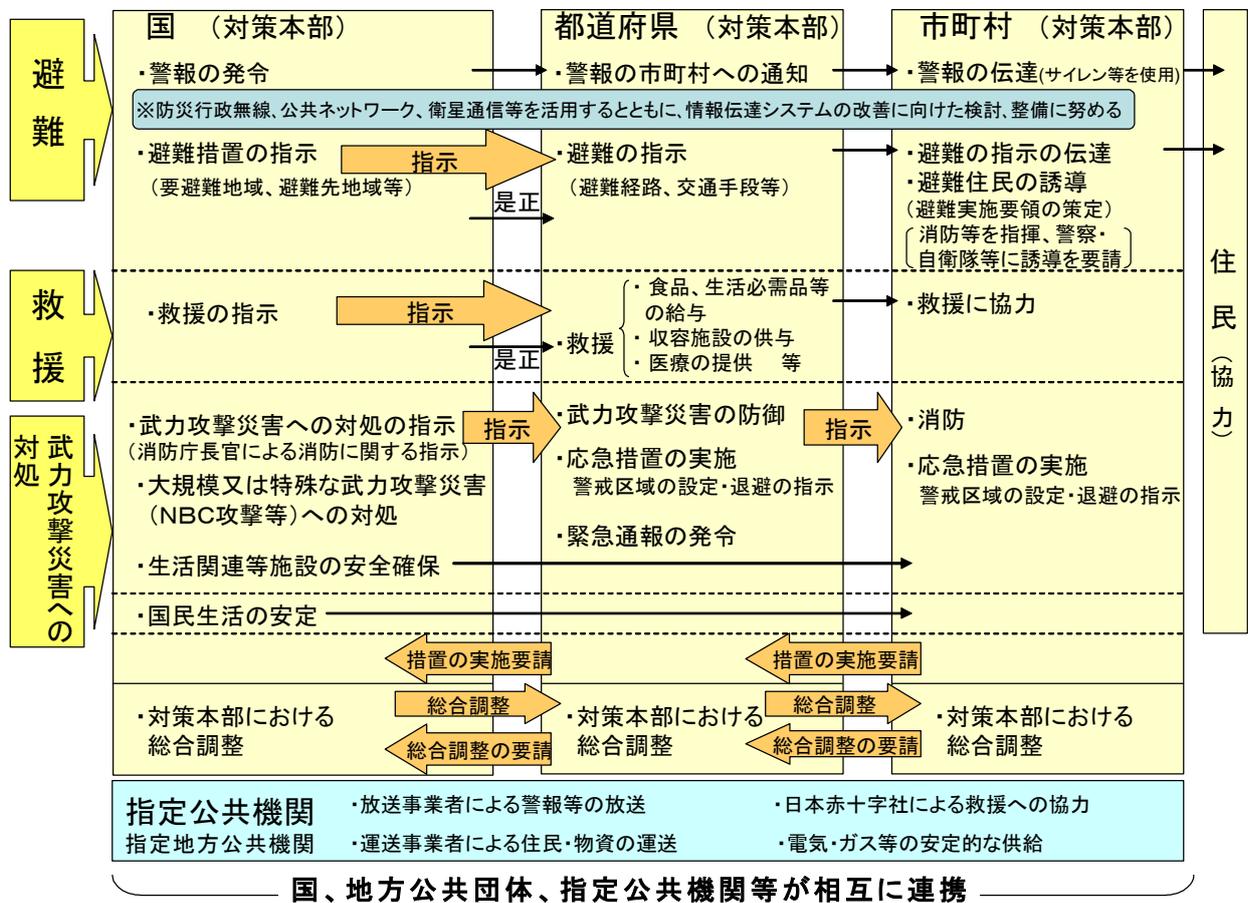
市は、市内に居住し、又は滞在している外国人についても、武力攻撃災害から保護すべきことに留意する。

第3章 関係機関の事務又は業務の大綱及び連絡先

市は、国民保護措置の実施に当たり関係機関との円滑な連携を確保できるよう、国民保護法における市、県、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等関係機関等の事務又は業務を確認するとともに、連絡窓口をあらかじめ把握しておく。

※【国民保護措置の全体の仕組み】

国民の保護に関する措置の仕組み



1 関係機関の事務又は業務の大綱

国民保護措置について、市、県、自衛隊、指定地方行政機関及び指定公共機関等は、おおむね次に掲げる業務を処理する。

【地方公共団体】

機関の名称	事務又は業務の大綱
市	<ol style="list-style-type: none"> 1 市国民保護計画の作成 2 市国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練等の実施 5 警報の伝達、避難実施要領の策定、避難住民の誘導、関係機関の調整その他の住民の避難に関する措置の実施 6 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 7 退避の指示、警戒区域の設定、消防、廃棄物の処理、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 8 水の安定的な供給その他の市民生活の安定に関する措置の実施 9 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施
県	<ol style="list-style-type: none"> 1 県国民保護計画の作成 2 県国民保護協議会の設置、運営 3 国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の設置、運営 4 組織の整備、訓練 5 警報の通知 6 住民に対する避難の指示、避難住民の誘導に関する措置、県の区域を越える住民の避難に関する措置その他の住民の避難に関する措置の実施 7 救援の実施、安否情報の収集及び提供その他の避難住民等の救援に関する措置の実施 8 武力攻撃災害の防除及び軽減、緊急通報の発令、退避の指示、警戒区域の設定、保健衛生の確保、被災情報の収集その他の武力攻撃災害への対処に関する措置の実施 9 生活関連物資等の価格の安定等のための措置その他の県民生活の安定に関する措置の実施 10 交通規制の実施 11 武力攻撃災害の復旧に関する措置の実施

【自衛隊】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[陸上自衛隊] 中部方面隊 [海上自衛隊] 呉地方隊・舞鶴地方隊 [航空自衛隊] 中部航空方面隊	1 武力攻撃事態等における国民保護措置の実施及び関係機関が実施する国民保護措置の支援等

【指定地方行政機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿管区警察局	1 管区内各府県警察の保護措置及び相互援助の指導・調整 2 他管区警察局との連携 3 管区内各府県警察及び関係機関等からの情報収集並びに報告連絡 4 警察通信の確保及び統制
近畿総合通信局	1 電気通信事業者・放送事業者への連絡調整 2 電波の監督管理、監視並びに無線の施設の設置及び使用の規律に関すること 3 非常事態における重要通信の確保 4 非常通信協議会の指導育成
近畿財務局 神戸財務事務所	1 地方公共団体に対する災害融資 2 金融機関に対する緊急措置の指示 3 普通財産の無償貸付 4 被災施設の復旧事業費の査定の立会
神戸税関	1 輸入物資の通関手続
近畿厚生局	1 救援等に係る情報の収集及び提供
兵庫労働局	1 被災者の雇用対策
近畿農政局	1 武力攻撃災害対策用食料及び備蓄物資の確保 2 農業関連施設の応急復旧
近畿中国森林管理局	1 武力攻撃災害対策用復旧用資材の調達・供給
近畿経済産業局	1 救援物資の円滑な供給の確保 2 商工鉦業の事業者の業務の正常な運営の確保 3 被災中小企業の振興
中部近畿産業保安監督部近畿支部	1 電気、火薬類、都市ガス、高圧ガス、液化石油ガス施設等の保全 2 鉦山における災害時の応急対策
近畿地方整備局	1 被災時における直轄河川、国道等の公共土木施設の応急復旧 2 港湾施設の使用に関する連絡調整 3 港湾施設の応急復旧

機関の名称	事務又は業務の大綱
近畿運輸局	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び車両の安全保安
神戸運輸監理部	1 運送事業者への連絡調整 2 運送施設及び船舶の安全保安
大阪空港事務所	1 飛行場使用に関する連絡調整 2 航空機の航行の安全確保
東京航空交通管制部	1 航空機の安全確保に係る管制上の措置
神戸地方気象台	1 気象状況の把握及び情報の提供
第五管区海上保安本部	1 船舶内に在る者に対する警報及び避難措置の指示の伝達 2 海上における避難住民の誘導、秩序の維持及び安全の確保 3 生活関連等施設の安全確保にかかる立ち入り制限区域の指定等 4 海上における警戒区域の設定等及び退避の指示 5 海上における消火活動及び被災者の救助・救急活動、その他の武力攻撃災害への対処に関する措置
近畿地方環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情報収集
近畿中部防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整

【指定公共機関等】

機関の名称	事務又は業務の大綱
[放送事業者]	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
	（指定公共機関）日本放送協会、朝日放送(株)、(株)毎日放送、関西テレビ放送(株)、 読賣テレビ放送(株)、大阪放送(株) （指定地方公共機関）(株)サンテレビジョン、兵庫エフエム放送（株）、(株)ラジオ関西
[運送事業者]	1 避難住民の運送及び緊急物資の運送 2 旅客及び貨物の運送の確保
	① 国内旅客船事業者 （指定公共機関）(株)ダイヤモンドフェリー、阪九フェリー(株)、マルエーフェリー(株) （指定地方公共機関）(株)淡路ジェノバライン、高速いえしま(株)、ジャンボフェリー(株)、沼 島汽船(株)、坊勢汽船(株) ② バス事業者 （指定公共機関）西日本JRバス(株)、日本交通(株)、阪急バス(株)、 （指定地方公共機関）淡路交通(株)、神姫バス(株)、全但バス(株)、山陽バス(株)

機関の名称	事務又は業務の大綱
<p>③ 航空事業者 (指定公共機関) エアーニッポン(株)、(株)ジャルエクスプレス、(株)日本航空インターナショナル、全日本空輸(株) (指定地方公共機関) 日本エアコンピューター(株)、但馬空港ターミナル(株)</p> <p>④ 鉄道事業者 (指定公共機関) 西日本旅客鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株) (指定地方公共機関) 北近畿タンゴ鉄道(株)、神戸高速鉄道(株)、神戸新交通(株)、神戸電鉄(株)、(一財)神戸すまいまちづくり公社、山陽電気鉄道(株)、智頭急行(株)、WILLER TRAINS(株)、能勢電鉄(株)、北条鉄道(株)、北神急行電鉄(株)、六甲摩耶鉄道(株)</p> <p>⑤ 内航海運事業者 (指定公共機関) 井本商運(株)</p> <p>⑥ トラック事業者 (指定公共機関) 佐川急便(株)、西濃運輸(株)、日本通運(株)、福山通運(株)、ヤマト運輸(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県トラック協会</p>	
<p>[電気通信事業者]</p>	<p>1 避難施設における電話その他の通信設備の臨時の設置における協力 2 通信の確保及び国民保護措置の実施に必要な通信の優先的取扱い</p> <p>(指定公共機関) 西日本電信電話(株)、KDD I(株)、ソフトバンク(株)、(株)NTTドコモ、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)</p>
<p>[電気事業者]</p>	<p>1 電気の安定的な供給</p> <p>(指定公共機関) 関西電力(株)、電源開発(株)、電力広域的運営推進機関</p>
<p>[ガス事業者]</p>	<p>1 ガスの安定的な供給</p> <p>(指定公共機関) 大阪ガス(株) (指定地方公共機関) (一社)兵庫県LPガス協会</p>
<p>日本郵便(株)</p>	<p>1 郵便の確保</p>
<p>[病院その他の医療機関]</p>	<p>1 医療の確保</p> <p>(指定公共機関) (独)国立病院機構 (指定地方公共機関) (一社)兵庫県医師会</p>
<p>[河川管理施設、道路の管理者]</p>	<p>1 河川管理施設、道路の管理</p> <p>(指定公共機関) (独)水資源機構 西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)、本州四国連絡高速道路(株) (指定地方公共機関) 神戸市道路公社、兵庫県道路公社、芦有ドライブウェイ(株)</p>
<p>日本赤十字社</p>	<p>1 救援への協力</p>

機関の名称	事務又は業務の大綱
	2 外国人の安否情報の収集、整理及び回答
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持

【その他の機関】

機関の名称	事務又は業務の大綱
BAN-BAN ネットワークス(株)	1 警報及び避難の指示（警報の解除及び避難の指示の解除を含む。）の内容並びに緊急通報の内容の放送
(一社)高砂市医師会	1 医療の確保

2 関係機関の連絡先

内閣官房、指定行政機関、指定地方行政機関、自衛隊、県地方機関、市町、消防機関、指定公共機関その他の関係機関の連絡先については、資料編に記載する。

なお、関係機関の連絡先については、本計画とは別に一覧表を作成しておくこととし、随時、最新の情報への更新を行うよう留意する。

（記載事項）名称、担当部署、所在地、電話・FAX、e-mail、その他の連絡方法

第4章 市の地理的、社会的特徴

国民保護措置を適切かつ迅速に実施するため、市の地理的、社会的特徴等について示す。

1 地形

(1) 位置

高砂市は、兵庫県の南中部、加古川右岸に位置し、神戸市から西へ約 50 km、姫路市から東に約 15 kmにある。

(高砂市役所の位置)

所在地	東 経	北 緯	海 抜
高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号	134 度 47 分 26 秒	34 度 45 分 57 秒	1.5m

(2) 隣接市

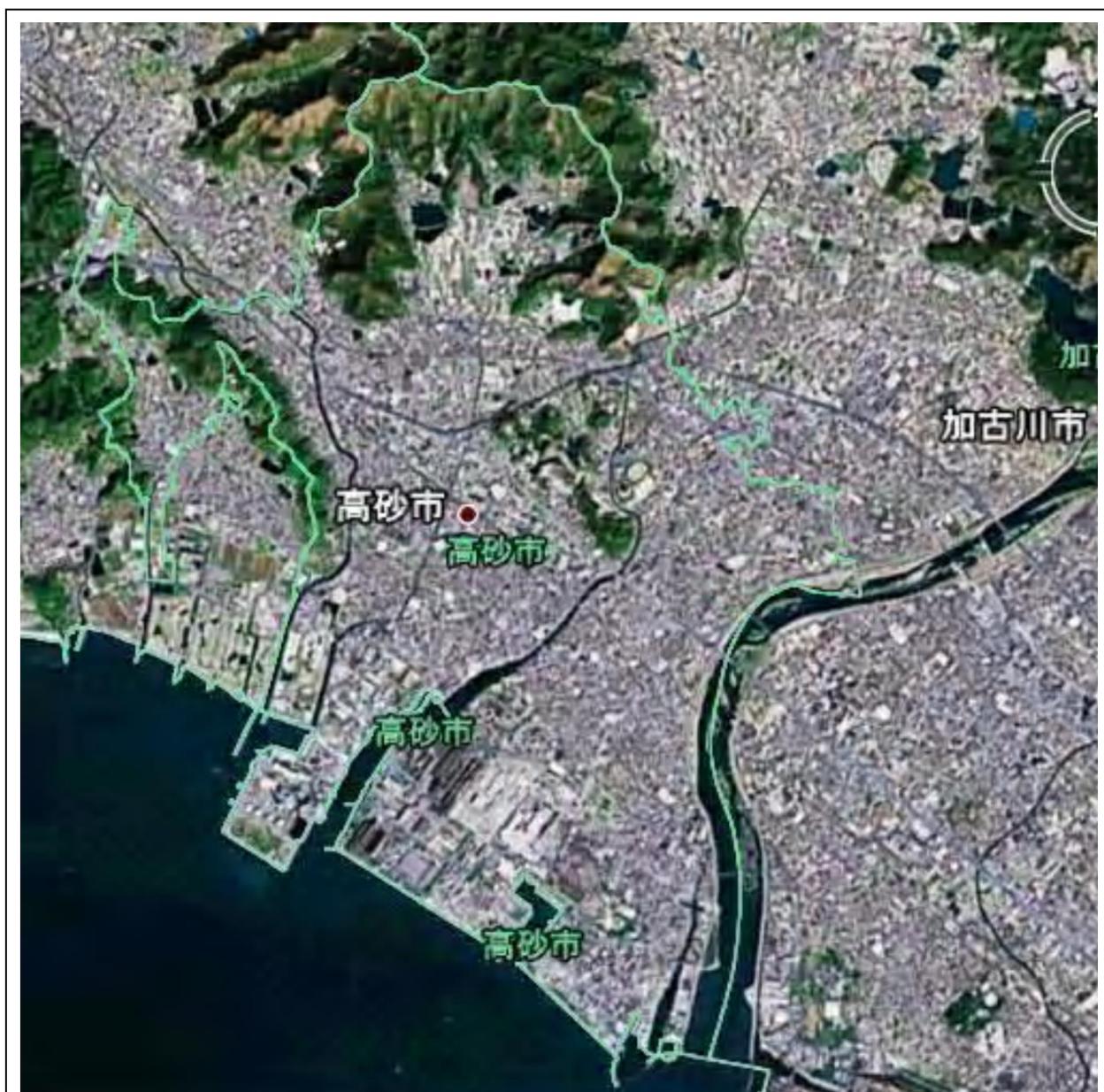
方位	隣 接 市	主 な 境 界
東	加古川市	加古川を境とする
西	姫路市	高砂市北浜町と姫路市大塩町が入組んでいる
南	瀬戸内海播磨灘に面す	海岸線延長 13.56 km、国土交通省所管港湾区域
北	加古川市、姫路市	高御位山（標高 299.8 m）山頂

(3) 面積及び地形

面積は 34.38 k m²で、加古川の最下流に位置し、多くは三角州となっている。

また、海岸部分は埋め立て地で、その北側は住宅街がちなり、さらに市内中部とその北部は、100mから 300mの山が位置する。

【高砂市の地形】



2 気候等

気候は、典型的な瀬戸内海型で、気温は温暖で年平均 16℃前後と恵まれている。また、年間降水量は、1,100 mm前後である。

【姫路特別地域気象観測所：過去10年間の気象記録】

	気温			湿度 (70%)	降水量 (m/m)	日最大 降雨量 (m/s)	平均 風速 (m/s)	日照 時間
	平均	最高	最低					
平成 21 年	15.6	34.0	-4.0	70	1290.5	86.0	2.5	2002.7
平成 22 年	15.9	36.5	-3.8	70	1525.0	120.0	2.6	2084.2
平成 23 年	15.4	36.1	-5.8	71	1519.0	218.0	2.6	2040.5
平成 24 年	15.3	35.9	-4.8	71	1505.0	167.5	2.6	1972.6
平成 25 年	15.5	36.7	-4.0	71	1465.5	147.0	2.5	2196.2
平成 26 年	15.3	36.0	-2.9	70	1156.5	78.5	2.6	1994.3
平成 27 年	15.8	36.3	-3.6	74	1641.0	193.5	2.6	1960.2
平成 28 年	16.3	37.1	-5.6	74	1152.0	114.0	2.5	2024.6
平成 29 年	15.3	35.8	-4.0	74	1267.0	131.5	2.6	2159.0
平成 30 年	15.9	36.7	-5.7	74	1670.5	121.0	2.7	2194.9

【明石観測所：過去10年間の気象記録】

	気温			降水量 (m/m)	日最大 降雨量 (m/s)	平均 風速 (m/s)	日照 時間
	平均	最高	最低				
平成 21 年	15.9	33.2	-1.9	1139.0		3.7	2144.3
平成 22 年	16.0	35.3	-2.1	1235.0	120.0	3.9	2210.6
平成 23 年	15.5	34.7	-2.8	1687.5	188.5	3.7	2196.1
平成 24 年	15.6	35.4	-4.2	1222.5	72.5	3.8	2158.5
平成 25 年	15.8	34.0	-3.3	1372.5	138.5	3.6	2358.2
平成 26 年	15.5	34.1	-2.0	1038.5	105.0	3.7	2128.9
平成 27 年	16.1	33.4	-1.0	1427.5	213.5	3.7	1981.5
平成 28 年	16.5	35.9	-3.7	1264.5	59.5	3.7	2206.0
平成 29 年	15.6	34.4	-2.3	1174.5	161.5	3.7	2275.9
平成 30 年	16.1	35.5	-2.5	1613.0	141.0	3.7	2323.5

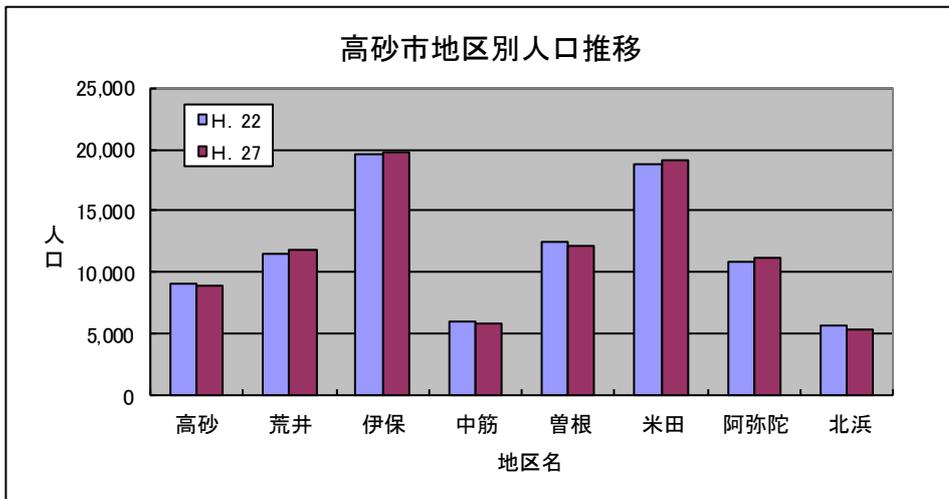
3 人口

高砂市の人口は、少子化の進行に伴い、緩やかな減少傾向にある。

(1) 人口と世帯

人 口	世 帯 数	人 口 密 度	1 世 帯 当 人 口
91,030 人	36,340 世帯	2,648 人 / k m ²	2.50 人 / 世帯

※ 平成 27 年国勢調査



(2) 昼夜間人口 (単位 : 人)

夜間人口 A	流出人口 B	流入人口 C	昼間人口 A-B+C
91,030 人	24,079 人	24,538 人	91,489 人

※ 平成 27 年国勢調査

4 道路の位置等

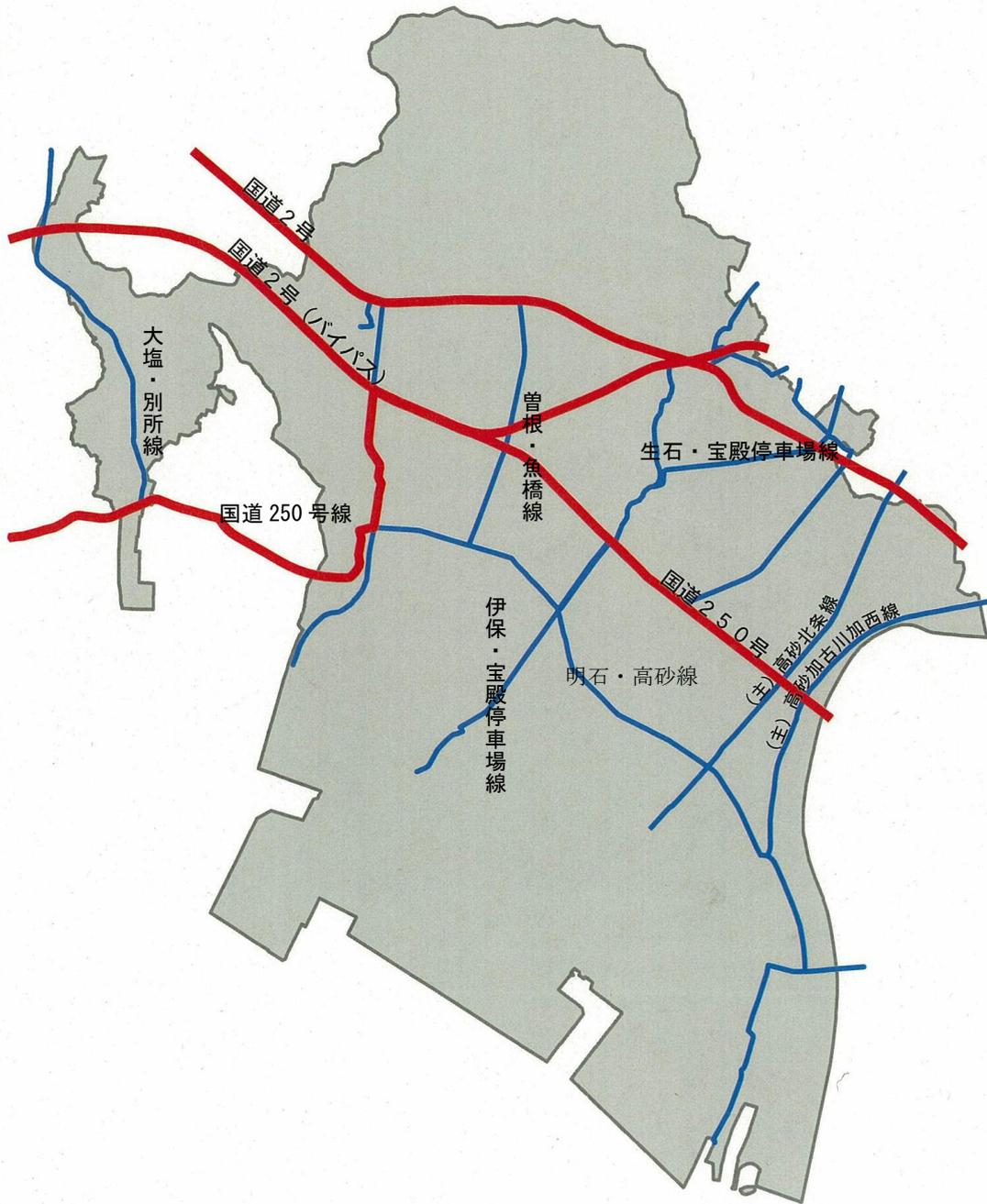
高砂市の道路は、東西に国道2号線や国道250号線が加古川市及び姫路市に繋がり、南部から北方面に延びる県道高砂加古川加西線、県道高砂北条線等が加古川市に繋がり、県道大塩別所線が姫路市に繋がっている。また、幹線道路の多くは、生活道路と通過交通道路を兼ねているため、沿道には商店街やその他の生活利便施設が立ちならんでいる。

【市道路現況】

(平成31年4月1日現在)

種別	路線数 (本)	延長 (m)	舗装道		未舗装道	
			延長 (m)	%	延長 (m)	%
市道	1,892	378,700	367,982	97.2	10,718	2.8

【高砂市内の主な道路】



5 鉄道の状況

高砂市内には、西日本旅客鉄道(株) (以下、「JR西日本」という。)として山陽新幹線(通過路線)のほか、在来線である山陽本線が東西に走っている。さらに私鉄では、山陽電気鉄道(株)があり、通勤・通学や地域の人々の日常生活の重要な移動手段となっている。

(1) JR西日本

市内駅名 宝殿駅、曾根駅

※ 当該路線が県外に及ぶ場合には、起終点及び営業キロを()書きで併記している。
また、備考欄市内通過分は、市域内実距離(地図上測定による概数)である。

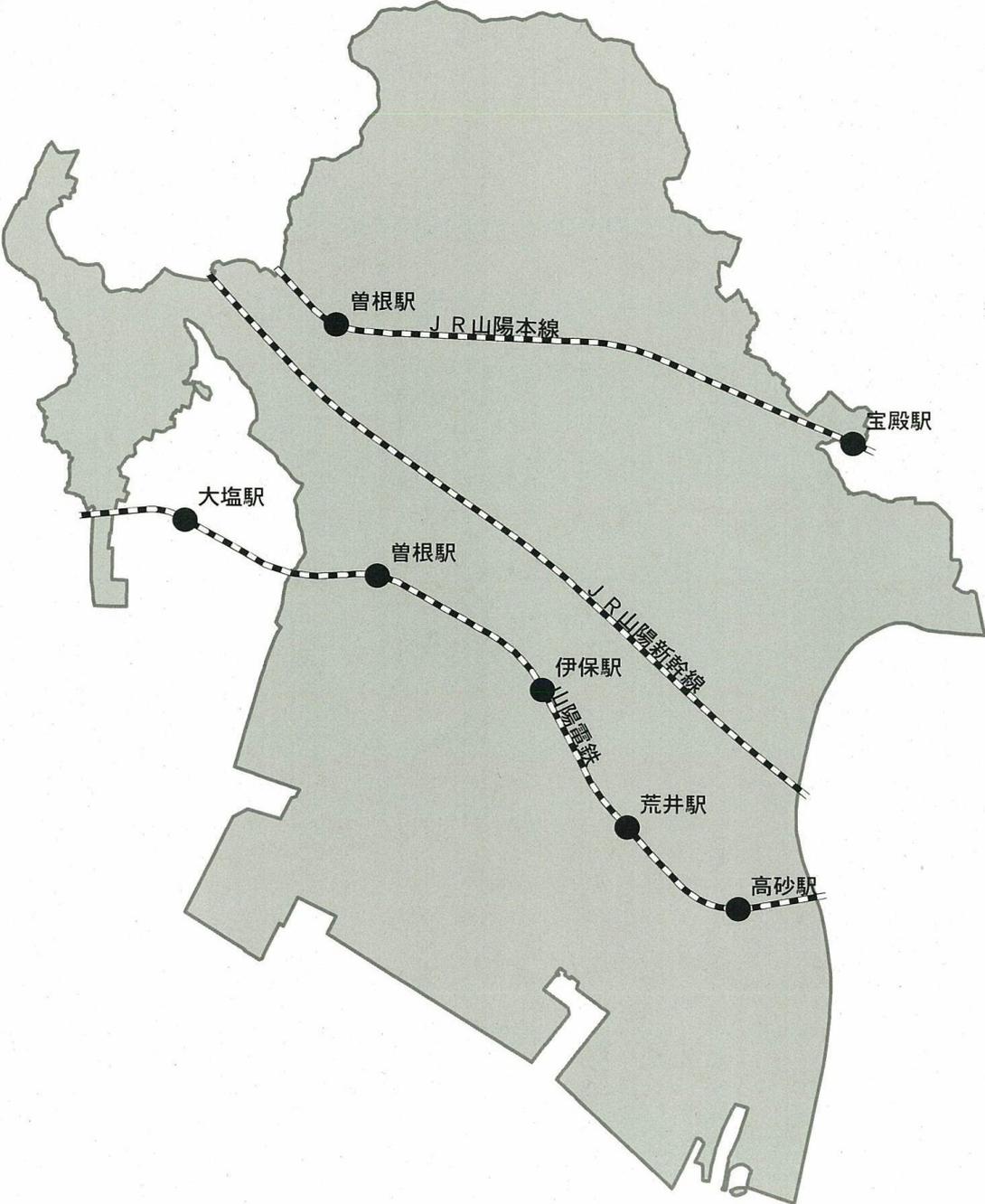
管轄	線名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備考
JR西日本 神戸支社	山陽新幹線	新神戸 (新大阪)	相生 (博多)	75.5 (622.3)	複	電化	市内通過分は約5.9km
	山陽本線	神戸	上郡 (門司)	89.6 (512.7)	複々 複	〃	市内通過分は4.7km 複一加古川～別所
計	2	—	—	165.1	—	—	市内通過分合計10.6km

(2) 私鉄(JR西日本を除く)

市内駅名 高砂駅、荒井駅、伊保駅、曾根駅、大塩駅(姫路市)

会社	線名	自	至	営業キロ (km)	単・複	電化 非電化	備考
山陽電気 鉄道(株)	本線	西代	姫路	54.7	複	電化	市内通過分合計5.3km

【高砂市内の鉄道】



6 空港の状況

市内には、飛行場及び常設のヘリポートは無く、ヘリコプター臨時離着陸場適地として、6箇所が指定されている。

「ヘリコプター発着場」

名称	所在地	所管	県指定 適地番号	連絡先 電話番号	最大対応機種	敷地の広さ (延長×幅)
高砂河川公園加古川河川敷緑地	荒井町小松原 683	高砂市 (まちづくり部)	084	079-447-6401	川崎 CH-47J	100×74
総合運動公園	米田町島 526	高砂市 (健康文化部)	085	079-432-9090	川崎 CH-47J	120×100
㈱カネカ高砂工業所グラウンド	高砂町沖浜町 883-2	㈱カネカ	086	079-445-2302	川崎 CH-47J	100×70
市ノ池公園	阿弥陀町地徳 301	高砂市 (まちづくり部)		079-447-6401		60×35
中筋小学校校庭	中筋 1-2-1	高砂市 (教育委員会)		079-443-9052		130×75
松陽中学校校庭	松陽 1-11-1	〃		079-443-9052		130×90

7 港湾の状況

高砂市内には、重要港湾である東播磨港の4港区が所在している。

重要港湾	港区	管理者
東播磨港	高砂本港区	県
	高砂西港区	
	伊保港区	
	曾根港区	

8 自衛隊施設の状況

市内には、自衛隊の施設は所在しないが、近隣市である姫路市に陸上自衛隊姫路駐屯地、小野市に青野原駐屯地が所在している。

区分	名称	所在地	主な部隊等
陸上自衛隊	姫路駐屯地	姫路市	・第3特科隊 ・第3高射特科大隊
	青野原駐屯地	小野市	・第8高射特科群
海上自衛隊	阪神基地隊	神戸市東灘区	・第42掃海隊
共同機関	自衛隊阪神病院	川西市	—
	兵庫地方協力本部	神戸市中央区	—

9 石油コンビナート施設等の状況

市内には、石油コンビナート等災害防止法で定める特別防災区域に指定されている、東播磨地区の一部である高砂市地区があり、市南部の東端加古川から西端松村川までの延長約4.5kmの海岸線沿いに位置し、平坦な海岸埋立地で、工業専用地区及び準工業地区であり、油槽所、電力関係、製鉄所、化学関係企業が立地している。

西側及び南側は東播磨港に面し、北側は公道を隔て住宅地に接している。

「東播磨地区特別防災区域」

区域名	所在市町名	面積	種別	特定事業所数
高砂地区	高砂市の臨海部（県道明石高砂線以南）の一部の地域	4,823,229㎡	1種（レイアウト）	1
			1種	1
			2種	4

第5章 市国民保護計画が対象とする事態

市国民保護計画においては、以下のとおり基本指針において想定されている武力攻撃事態及び緊急処理事態を対象とする。

【基本指針で想定されている事態】

1 武力攻撃事態

- ① 着上陸侵攻
- ② ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③ 弾道ミサイル攻撃
- ④ 航空攻撃

2 緊急処理事態

- ① 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃
- ② 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃
- ③ 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃
- ④ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等

1 武力攻撃事態等

(1) 武力攻撃事態等の定義

武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（以下「事態対処法」という。）第2条による武力攻撃事態等（武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態）の定義は、以下のとおりである。

【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

【武力攻撃予測事態】

武力攻撃事態には至っていないが、事態が緊迫し、武力攻撃が予測されるに至った事態

(2) 武力攻撃事態の類型

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、武力攻撃事態の想定がどのようなものとなるかについて一概に言えないが、国民保護措置の実施に当たって留意すべき事項を明らかにするため、基本指針においては、次の4つの類型が想定され、その特徴及び留意点が示されている。なお、これらの事態は複合して起こることが多いと考えられる。

事態の類型	特 徴、留 意 点
<p>着上陸侵攻</p>	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすい。 ・ 航空機により侵攻部隊を投入する場合は、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域（特に当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合）が目標となりやすい。 ・ 着上陸侵攻に先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高い。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設の種類によっては、二次被害の発生が想定される。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期間に及ぶことが予想される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 敵国による船舶、戦闘機の集結の状況、我が国へ侵攻する船舶等の方向等から、予測が可能である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前の準備が可能であり、戦闘が予想される地域から先行して避難させるとともに、広域避難が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を踏まえ、適切に対応する必要がある。 ・ 広範囲にわたる武力攻撃災害が想定され、武力攻撃が終結した後の復旧が重要な課題となる。
<p>ゲリラや特殊部隊による攻撃</p>	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 都市部の政治経済の中核、鉄道、橋りょう、ダム、原子力関連施設などに対する注意が必要である。 ・ 海岸から潜入した後、攻撃目標へ移動することが考えられる。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 少人数のグループにより行われるため使用可能な武器も限定されることから、施設の破壊等が考えられる。 ・ NBC兵器やダーティボム（放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾）が使用される場合がある。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害は比較的狭い範囲に限定されるのが一般的であるが、攻撃目標となる施設（原子力事業所等の生活関連等施設等）の種類によっては、二次被害の発生も想定される。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 警察、自衛隊等による監視活動等により、その兆候の早期発見に努めることとなるが、攻撃者もその行動を秘匿するため、事前にその活動を予測あるいは察知できず、突発的に被害が生ずることも考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 危害が住民に及ぶおそれがある地域においては、武力攻撃の態様に応じて、攻撃当初は屋内に一時避難させ、その後、関係機関が安全の措置を講じつつ適当な避難地に移動させる等適切な対応を行う。 ・ 事態の状況により、知事の緊急通報の発令、市町長又は知事の退避の指示又は警戒区域の設定など時宜に応じた措置を行うことが必要である。

事態の類型	特 徴、留 意 点
弾道ミサイル攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾頭の種類（通常弾頭又はNBC弾頭）を着弾前に特定することは困難であるとともに、弾頭の種類に応じて、被害の様相及び対応が大きく異なる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 極めて短時間で我が国に着弾することが予想される。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 迅速な情報伝達体制と適切な対応によって被害の拡大を抑制することが重要である。 ・ 警報と同時に近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や地下街等の地下施設など屋内へ避難させ、着弾後、被害状況を迅速に把握したうえで、事態の態様、被害の状況等に応じ、他の安全な地域への避難の指示を行う。
航空攻撃	<p>【攻撃目標となりやすい地域】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空攻撃を行う側の意図及び弾薬の種類等により異なるが、その威力を最大限に発揮することを敵国が意図すれば、都市部が主要な目標となることが想定される。 ・ ライフラインのインフラ施設が目標となることも想定される。 <p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。 <p>【被害の範囲・期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ その意図が達成されるまで繰り返し攻撃が行われることも考えられる。 <p>【事態の予測】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 攻撃の目標地を限定せずに屋内への避難等の避難措置を広範囲に指示する必要がある。 ・ 生活関連等施設に対する攻撃がある場合は、被害が拡大するおそれがあるため、特に当該施設の安全確保、武力攻撃災害の発生・拡大の防止等の措置を実施する必要がある。

※ 大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態における避難及び救援については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となるため、国対策本部長の具体的な避難措置の指示を待って対応することを基本とする。

このため、平素から、大規模な着上陸侵攻にかかる避難及び救援を想定した具体的な対応を定めておくことは困難であり、今後、国の具体的な指示を踏まえて迅速な対応がとれるよう、必要な対応について、研究・検討を進める。

(3) NBC攻撃の場合の対応

武力攻撃事態において、NBC攻撃（核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃）が行われた場合は、それぞれの特徴に応じた特殊な対応に留意する必要がある。

攻撃の種類	特徴、留意点
核兵器等	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核爆発によって、熱線、爆風及び初期核放射線が発生し、物質の燃焼、建造物の破壊、放射能汚染の被害を短時間にもたらす。 ・ 放射性降下物（放射能をもった灰）は、爆発による上昇気流によって上空に吸い上げられ、拡散、降下するため、熱線や爆風による被害よりも広範囲の地域に被害が拡大する。 ・ 放射性降下物の皮膚への付着による外部被ばく、あるいは放射性降下物の吸飲や汚染された飲料水や食物の摂取による内部被ばくにより、放射線障害が発生するおそれがある。 ・ ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じる必要がある。 ・ 熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する医療が必要となる。 ・ 避難に当たっては、風下方向を避け、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等により、少なくとも放射性降下物の皮膚への付着を抑えるとともに、口及び鼻を汚染されていないタオル等で保護するほか、汚染された疑いのある水や食物の摂取を避けるなど、被ばくを防止することが重要である。 ・ 放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用等により内部被ばくの低減に努める必要がある。 ・ 汚染地域への立入制限を確実に行之、救急救助活動や医療活動にあたる要員の被ばく管理を適切にすることが重要である。
生物兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 生物剤は、人に知られることなく散布が可能であり、また潜伏期間に感染者が移動することにより、散布判明時には、既に被害が拡大している可能性がある。 ・ 生物剤の特性（ヒトからヒトへの感染力、ワクチンの有無、既に知られている生物剤か否か等）により被害の範囲が異なるが、ヒトを媒体とする生物剤による攻撃の場合、二次感染により被害が拡大することが考えられる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国（厚生労働省）及び県は、一元的情報収集、データ解析等サーベイランス（疾病監視）により、感染源及び汚染地域を特定し、感染源となった病原体の特性に応じた医療活動及びまん延防止を行うことが重要である。

攻撃の種類	特 徴、留 意 点
化学兵器	<p>【想定される主な被害】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受け、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。 ・ 特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。 <p>【留意点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 原因物質の検知及び汚染地域の特定又は予測を行い、住民を安全な風上の高台に誘導する等、適切な避難措置が必要である。 ・ 汚染者については、可能な限り除染し、原因物質の特性に応じた救急医療を行うことが重要である。 ・ 化学剤はそのままでは分解・消滅しないため、汚染された地域を除染して、原因物質を取り除くことが重要である。

2 緊急処理事態

(1) 緊急処理事態の定義

事態対処法第22条による緊急処理事態の定義は、以下のとおりである。

【緊急処理事態】

武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態（後日対処基本方針において武力攻撃事態であることの認定が行われることとなる事態を含む。）で、国家として緊急に対処することが必要なもの

(2) 緊急処理事態の分類

緊急処理事態としては、武力攻撃事態におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等における対処と類似の事態が想定される。基本指針においては、事態例として、攻撃対象施設等又は攻撃の手段の種類により、以下のものが想定されている。

① 攻撃対象施設等による分類

分類	事態例	被害の概要
危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態	原子力事業所等の破壊	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばく ・ 汚染された飲食物を摂取した住民が被ばく
	石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆発及び火災の発生により住民に被害が発生 ・ 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障
	危険物積載船への攻撃	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生 ・ 港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障
	ダムの破壊	ダムの下流に多大な被害が発生
多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破 ・ 列車等の爆破 	爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大

② 攻撃手段による分類

分類	事態例	被害の概要
多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態	ダーティボム等の爆発による放射能の拡散	<ul style="list-style-type: none"> ・ 爆弾の破片及び飛び散った物体による被害並びに熱及び炎による被害等が発生 ・ ダーティボムの放射線による細胞機能の攪乱により、後年にガン発症の可能性あり ・ 小型核爆弾については、核兵器の特徴と同様
	炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布	生物剤の特徴については、生物兵器の特徴と同様
	市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布	化学剤の特徴については、化学兵器の特徴と同様
	水源地に対する毒素等の混入	毒素の特徴については、化学兵器の特徴と類似
破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態	<ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ ・ 弾道ミサイル等の飛来 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の破壊に伴う人的被害が発生（施設の規模によって被害の大きさが変化） ・ 攻撃目標である施設周辺への被害も予想 ・ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生 ・ 建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障